

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喬木村長

市町村名 (市町村コード)	喬木村 (4153)
地域名 (地域内農業集落名)	大和知 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は起伏のある地形に狭小な農地が広がる地域である。地域全体で高齢化が進み担い手不足が顕著である。
猿やイノシシ等による鳥獣害被害が頻発している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等農業直接支払交付金事業を活用する農地は構成員の協力で農地の保全に勤め、その他の農地は農地の所有者、耕作者は草刈り等の保全活動を行い遊休農地の発生を防止する。地域の条件に適合した農業経営を推進し、兼業農家や地域住民も含め、地域で農地を守る取り組みを行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.8 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業を担う者は地域住民だけでなく、他地域からの耕作者を積極的に受け入れ、集積に努めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に利用していく
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家や地域住民も含め、地域で農地を守る取り組みを行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
法人への作業委託が難しい地域であるが、事業者が現れた際は地域内で積極的に活用を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくり、新たな捕獲人材を募集し地域で育成していく。				
⑦荒廃農地とならないよう地域住民によってお互いの農地を気にかける。共同作業の維持ができるよう中山間直接支払交付金制度を利用していく。				